

総社市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第60号

総社市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

総社市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則（平成17年総社市規則第127号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第2号（第5条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第2号（第5条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。



様式第2号（第5条関係）

年 月 日

総社市長 様

住 所  
氏 名

農業集落排水事業分担金減免申請書

次の理由により、農業集落排水事業分担金の減免を受けたいので、総社市農業集落排水事業分担金徴収条例第5条の規定により申請します。

減免を必要とする理由